



No.57

H30.8 津山市地域包括支援センター発行

消費者被害情報



災害に便乗した悪質商法に注意！

「先日の災害で隣の家を修理していたらお宅の屋根が傷んでいるように見えたので点検させてほしい。」と業者が訪問してきた。点検後、「損傷がひどいので次は雨漏りをするかもしれない。すぐに修理をした方がいい。」と不安をあおってきた。さらに「今ならこの地域に来ているついでだから、出張費もいらないので安くなりますよ。」と言われ契約をした。

その後、不安になりキャンセルの連絡をしたが「もう修理の準備が進んでいるのでキャンセルはできない。」と言われた。

※津山市内で実際にあった事例です！

ひとことアドバイス

- 災害に便乗した悪質商法の相談が増えています。
- 不安をあおったり安くなると言い、工事内容について詳しい説明がないまま契約をさせることがあります。その場で焦って契約せず、契約内容をきちんと確認し、不安な時は家族等に相談しましょう。
- 工事の契約をした後でも、契約書面を受け取ってから **8日間**は **クーリング・オフ**をすることができます。

これにも
注意！



市職員と偽り、災害の義援金を求める電話が発生しています。

市職員が電話で義援金を求めることはありませんので注意してください。



※土日、祝日の場合は「188(局番なし)」におかけください。平日もご利用できます。

津山市社会福祉協議会

津山市地域包括支援センター

TEL:23-1004

津山市消費生活センター

TEL:32-2057

消費者ホットライン

TEL:188(局番なし)

ATM

操作の前に

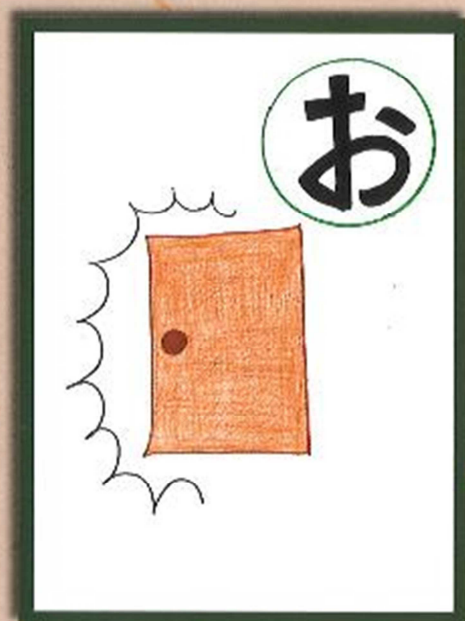
シール見て！



おかしいと

思ったときは

ドア閉める



買っちゃった！

八日以内は

クーリングオフ

